

## 「肉の博覧会 in おおだて」での ガソリンの使用に関する覚書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という)と、大館食の祭典協議会 (肉の博覧会 in おおだて実行委員会、以下「乙」という)は、本日「肉の博覧会 in おおだて」会場内でのガソリンの使用に関する事項について、下記の件について確認し決定したので、ここに覚書を作成する。

### 記

- 1) まつり期間中は、ガソリン使用による事故防止には万全を期すこととし、火気取扱いについても、各自、消火器、防災シート、防火パネル(石膏ボード)等を用意し火災事故を未然に防ぐこととする。
- 2) 万が一有事があった際の責任は、ガソリン及び火気使用者にあることとする。
- 3) ガソリン使用者は「消防法」と「危険物の規制に関する規則」を遵守することとする。
- 4) ガソリン携行缶は、消防法で定められている金属製容器を使用することとする。
- 5) ガソリン携行缶から発電機等の動力機器へのガソリン補充の際は、エア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してから開栓すること。また、発電機等のエンジンを停止し、風向きを考慮し必要があれば火気機器も停止の上、消火器を用意し必ず複数人(危険物取扱者立会いのもとが望ましい)で補充することとする。
- 6) ガソリン携行缶の保管は、蓋をしっかりと閉め、発電機等や屋台との距離を保った温度の上がらない涼しいところに保管すること。
- 7) 消防署の検査において、認められないガソリン携行缶や火気設備が見受けられた場合は、改善を促すが、それに従わない場合は出店をお断りすることがあること。

以上、内容を確認し実行することを証明し、署名押印の上覚書を発行する

平成30年 月 日

甲 住所

出店者名

代表者氏名

Ⓜ

乙 住所 大館市上代野字稻荷台 1-1 ニプロハチ公ドーム パークセンター

氏名 大館食の祭典協議会 会長 白川 懸士

Ⓜ